

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日、
当たるときは、
翌日の翌日)

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(等級分類の基準)

第二条 等級別標準職務表に定める職務の等級の分類の基準となるべき標準的な職務及びその職務と複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、等級別区分表(別表第一から別表第八まで)に定める職の職務とする。別表第一から別表第八までを次のように改める。

目 次

◇人委規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則

◇人委告示

昭和三十二年十一月鳥取県人事委員会告示第三号の廃止

局 務部 の事 知事

農業技術調 整員 検査専門員 農業技術員 専門技術員 企業診断員

農業技術調 整員 検査専門員 課長補佐 室長補佐 副参事 経理室長 総括主計員 広報室長 給与経理室 長 構造改善室 長 県営林室長 副検査専門員 主計員 係長 企画員 主任 小作主事 船長 検査専門員 補 久松閣管理 者 専門技術員 企業診断員

課長補佐 室長補佐 副参事 経理室長 総括主計員 広報室長 給与経理室 長 構造改善室 長 県営林室長 副検査専門員 主計員 係長 企画員 主任 小作主事 船長 検査専門員 補 久松閣管理 者 専門技術員 企業診断員

主計員 係長 企画員 主任 小作主事 船長 検査専門員 補 久松閣管理 者 専門技術員 企業診断員

企業診断員

北九州事務所	大阪事務所	東京事務所	
	所長	所長	
所長	次長	次長	
次所長	主務部次長 神戸貿易事務所長 幹事	主部次長 幹事	身体障害者福祉司 精神薄弱者福祉司 児童福祉司 社会福祉主事
次長	主務部次長 神戸貿易事務所長 幹事 一般吏員職	主部次長 幹事 一般吏員職	身体障害者福祉司 精神薄弱者福祉司 児童福祉司 社会福祉主事 一般吏員職 タイピスト
次長	主幹 一般吏員職	主幹 一般吏員職	身体障害者福祉司 精神薄弱者福祉司 児童福祉司 社会福祉主事 一般吏員職 タイピスト
	その他の職 一般吏員職	その他の職 一般吏員職	身体障害者福祉司 精神薄弱者福祉司 児童福祉司 社会福祉主事 一般吏員職 タイピスト その他の職
	その他の職	その他の職	その他の職

福 祉 事 務 所	県 税 事 務 所	自 治 研 修 所	名 古 屋 事 務 所	
所 長	所 長	所 長	所 長	
所 長 主 任 身 体 障 害 者 福 祉 司 精 神 薄 弱 者	所 長 課 長 係 長 主 任	所 長 次 長 主 任	所 長 主 幹	主 幹
所 長 主 任 身 体 障 害 者 福 祉 司 精 神 薄 弱 者	課 長 係 長 主 任 一 般 吏 員 職	次 長 主 任 一 般 吏 員 職	主 幹	主 幹 一 般 吏 員 職
所 長 主 任 身 体 障 害 者 福 祉 司 精 神 薄 弱 者	係 長 主 任 一 般 吏 員 職	主 任 一 般 吏 員 職	主 幹	主 幹 一 般 吏 員 職
所 長 主 任 身 体 障 害 者 福 祉 司 精 神 薄 弱 者	一 般 吏 員 職 そ の 他 の 職	一 般 吏 員 職 そ の 他 の 職		一 般 吏 員 職 そ の 他 の 職
	そ の 他 の 職	そ の 他 の 職		そ の 他 の 職

<p>身体障害者更生指導所</p>	<p>精神薄弱者更生相談所</p>	<p>身体障害者更生相談所</p>	
		<p>所 長</p>	
<p>職業指導員 社会福祉主 事 身体障害者 福祉司 係 次 長</p>	<p>精神薄弱者 福祉司 社会福祉主 事 係 次 長</p>	<p>身体障害者 福祉司 社会福祉主 事 係 次 長</p>	<p>社会福祉主 事 係 次 長</p>
<p>職業指導員 一般吏員職 社会福祉主 事 身体障害者 福祉司 係 次 長</p>	<p>精神薄弱者 福祉司 社会福祉主 事 一般吏員職 係 次 長</p>	<p>身体障害者 福祉司 社会福祉主 事 一般吏員職 係 次 長</p>	<p>社会福祉主 事 一般吏員職 係 次 長</p>
<p>職業指導員 一般吏員職 社会福祉主 事 身体障害者 福祉司 係 長</p>	<p>精神薄弱者 福祉司 社会福祉主 事 一般吏員職 係 長</p>	<p>身体障害者 福祉司 社会福祉主 事 一般吏員職 係 長</p>	<p>社会福祉主 事 一般吏員職 係 長</p>
<p>職業指導員 一般吏員職 社会福祉主 事 身体障害者 福祉司 その他の職</p>	<p>精神薄弱者 福祉司 社会福祉主 事 一般吏員職 その他の職</p>	<p>身体障害者 福祉司 社会福祉主 事 一般吏員職 その他の職</p>	<p>社会福祉主 事 一般吏員職 その他の職</p>
<p>その他の職</p>	<p>その他の職</p>	<p>その他の職</p>	<p>その他の職</p>

<p>婦 人 相 談 所</p>	<p>児 童 相 談 所</p>	<p>岩 井 長 者 寮</p>	<p>母 来 寮</p>
<p>所 長</p>	<p>所 長</p>	<p>寮 長</p>	<p>寮 長</p>
<p>主 次 所 任 長 長</p>	<p>保 健 婦 心 理 判 定 員 児 童 福 祉 司 係 長 次 長 所 長</p>	<p>次 寮 長 長</p>	<p>栄 養 士 次 長 寮 長</p>
<p>一 般 吏 員 職 主 任 次 長</p>	<p>一 般 吏 員 職 保 健 婦 心 理 判 定 員 児 童 福 祉 司 係 長 次 長</p>	<p>一 般 吏 員 職 次 長</p>	<p>一 般 吏 員 職 栄 養 士 次 長</p>
<p>一 般 吏 員 職 主 任 次 長</p>	<p>一 般 吏 員 職 保 健 婦 心 理 判 定 員 児 童 福 祉 司 係 長</p>	<p>一 般 吏 員 職 次 長</p>	<p>一 般 吏 員 職 栄 養 士 次 長</p>
<p>一 般 吏 員 職 そ の 他 の 職</p>	<p>一 般 吏 員 職 保 健 婦 心 理 判 定 員 児 童 福 祉 司</p>	<p>一 般 吏 員 職 そ の 他 の 職</p>	<p>一 般 吏 員 職 栄 養 士 そ の 他 の 職</p>
<p>そ の 他 の 職</p>	<p>そ の 他 の 職</p>	<p>そ の 他 の 職</p>	<p>そ の 他 の 職</p>

積善学園	皆成学園	喜多原学園
園長	園長	
栄保児童主係次園 養母指導員任長長長	保栄保児童主係次園 健養母指導員任長長長	栄教係次 養母長長
一般栄保児童主係次 吏員養母指導員任長長	一般保栄保児童主係次 吏員健養母指導員任長長	一般栄教係次 吏員養母長長
一般栄保児童主係 吏員養母指導員任長	一般保栄保児童主係 吏員健養母指導員任長	一般栄教係 吏員養母長
その栄保児童 他の一般吏員指導員 職	その保栄保児童 他の一般吏員指導員 職	その栄教 他の一般吏員母 職
その 他の職	その 他の職	その 他の職

病 院	衛 生 研 究 所	保 健 所	保 育 專 門 學 院	整 肢 學 園
事 務 長			院 長	事 務 長
事 務 次 長	係 長	主 任 長	係 長	保 母 係 長 主 任 長 事 務 次 長
事 務 次 長	一 般 吏 員 職 係 長	一 般 吏 員 職 主 任 長	一 般 吏 員 職 係 長	一 般 吏 員 職 保 母 係 長 主 任 長 事 務 次 長
	一 般 吏 員 職 係 長	一 般 吏 員 職 主 任 長	一 般 吏 員 職 係 長	一 般 吏 員 職 保 母 係 長 主 任 長
	そ の 他 の 職	そ の 他 の 職	そ の 他 の 職	保 母 係 長 主 任 長 事 務 次 長
	そ の 他 の 職	そ の 他 の 職	そ の 他 の 職	そ の 他 の 職

職業訓練所	内職公共職業補導所 勞政事務所	工業試験場	計量検定所	
所長				
職業指導員 係長 次長 所長	主任 次長 所長	係長	主任 所長	主任 係長
一般吏員職 職業指導員 係長 次長	一般吏員職 主任 次長 所長	一般吏員職 係長	一般吏員職 主任 所長	一般吏員職 主任 係長
一般吏員職 職業指導員 係長	一般吏員職 主任 次長	一般吏員職 係長	一般吏員職 主任	一般吏員職 主任 係長
その他の職 一般吏員職 職業指導員	その他の職 一般吏員職	その他の職 一般吏員職	その他の職 一般吏員職	その他の職 一般吏員職
その他の職	その他の職	その他の職	その他の職	その他の職

<p>農業改良普及所</p>	<p>地方農林振興局</p>
<p>所長</p>	<p>局長</p>
<p>次長 農業改良普及員 生活改良普及員</p>	<p>局長 課長 課長補佐 境港水産事務所長 係長 主任 地区主任 林業改良指導員 境港水産事務所次長 林業改良指導員 営農指導員</p>
<p>次長 農業改良普及員 生活改良普及員 一般吏員職</p>	<p>局長 課長 課長補佐 境港水産事務所長 係長 主任 地区主任 林業改良指導員 境港水産事務所次長 林業改良指導員 営農指導員 一般吏員職</p>
<p>農業改良普及員 生活改良普及員 一般吏員職</p>	<p>係長 主任 地区主任 林業改良指導員 境港水産事務所次長 林業改良指導員 営農指導員 一般吏員職</p>
<p>農業改良普及員 生活改良普及員 一般吏員職 その他の職</p>	<p>林業改良指導員 営農指導員 一般吏員職 その他の職</p>
<p>その他の職</p>	<p>その他の職</p>

家畜保健衛生所	営農研修館	農業経営大学校	果樹試験場 食品加工研究所 畜産試験場 中小家畜試験場 蚕業試験場	農業試験場
所長		次校長		
主任 出張所長 次所長		主任 次校長	係長	課長
主任 出張所長 次所長 一般吏員職	一般吏員職	主任 次校長 一般吏員職	係長 一般吏員職	課長 一般吏員職
主任 一般吏員職	一般吏員職	主任 一般吏員職	係長 一般吏員職	一般吏員職
その他の職 一般吏員職	その他の職 一般吏員職	その他の職 一般吏員職	その他の職 一般吏員職	その他の職 一般吏員職
その他の職	その他の職	その他の職	その他の職	その他の職

水産試験場	林業試験場	蚕業指導所	繭検定所	種畜場
			所長	場長
船係長	係長	主任	主任	主任
船係長	係長	主任	主任	主任
船係長	係長	主任	主任	主任
	その他の職	その他の職	その他の職	その他の職
	その他の職	その他の職	その他の職	その他の職

鳥 取 空 港	土 木 出 張 所	所 久 米 ヶ 原 土 地 改 良 事 業	境 港 魚 市 場	
長 空 港 事 務 所	所 長			
主 長 任 空 港 事 務 所	主 係 課 所 任 長 長 長	次 所 長 長	次 場 長 長	機 関 長 漁 ろ う 長
一 般 吏 員 職 主 任	一 般 吏 員 職 主 係 課 任 長 長	一 般 吏 員 職 次 所 長 長	一 般 吏 員 職 次 場 長 長	機 関 長 漁 ろ う 長 一 般 吏 員 職
一 般 吏 員 職 主 任	一 般 吏 員 職 主 係 任 長	一 般 吏 員 職 次 長	一 般 吏 員 職 次 長	機 関 長 漁 ろ う 長 一 般 吏 員 職
一 般 吏 員 職 其 他 の 職	一 般 吏 員 職 其 他 の 職	一 般 吏 員 職 其 他 の 職	一 般 吏 員 職 其 他 の 職	一 般 吏 員 職 其 他 の 職
其 他 の 職	其 他 の 職	其 他 の 職	其 他 の 職	其 他 の 職

等 部 局 事務 会 の 委員 教育 務 局 事 員 委員 教育		
本 庁	都 市 開 発 局	所 尾 際 治 水 ダ ム 建 設 事 務
次 長	次 局 長 長	
主 課 査 長	事 業 所 長 課 長	
主 係 課 主 課 者 白 兔 荘 管 理 任 長 長 補 佐 査 長	主 係 課 事 業 所 長 任 長 長 補 佐 長	主 係 所 任 長 長
一 般 吏 員 職 者 白 兔 荘 管 理 任 長 長 補 佐	一 般 吏 員 職 任 長 長 補 佐	一 般 吏 員 職 任 長 長
一 般 吏 員 職 者 白 兔 荘 管 理 任 長	一 般 吏 員 職 任 長	一 般 吏 員 職 任 長
一 般 吏 員 職 そ の 他 の 職	一 般 吏 員 職 そ の 他 の 職	一 般 吏 員 職 そ の 他 の 職
そ の 他 の 職	そ の 他 の 職	そ の 他 の 職

海区漁業調整委員会事務局	地方労働委員会事務局	人事委員会事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局	警察学校
	局長	局長	局長		
	主 次 査 長	次 長	次 局 長 長		
次 長	課 主 次 長 補 佐 長 査 長	主 係 課 次 任 長 長 長	監 査 次 主 任 長		係 長
一 次 般 吏 員 職 長	一 般 吏 員 職 課 長 補 佐 長	一 般 吏 員 職 主 任 長 長	一 般 吏 員 職 監 査 主 任	一 般 吏 員 職	一 般 吏 員 職 係 長
一 次 般 吏 員 職 長	一 般 吏 員 職 課 長 補 佐	一 般 吏 員 職 主 任 長	一 般 吏 員 職 監 査 主 任	一 般 吏 員 職	一 般 吏 員 職 係 長
そ の 他 の 職 一 般 吏 員 職	そ の 他 の 職 一 般 吏 員 職	そ の 他 の 職 一 般 吏 員 職	そ の 他 の 職 一 般 吏 員 職	そ の 他 の 職 一 般 吏 員 職	そ の 他 の 職 一 般 吏 員 職
そ の 他 の 職	そ の 他 の 職	そ の 他 の 職	そ の 他 の 職	そ の 他 の 職	そ の 他 の 職

別表第四

教育職給料表(イ)等級別区分表

等 部 事 会 委 教 育 務 局 事 員 教 育 本 庁	教育 機関 幼 稚 園	市 町 村 立 学 校 中 小 学 学 校	組 織 名 区 分	職 名 一 等 級	職 名 二 等 級	職 名 三 等 級
指 導 主 査 社 会 教 育 主 査	園 長	校 長		校 長		
長 義 務 教 育 係 長 成 人 教 育 係	教 諭 教 諭 教 諭	教 諭 教 諭 教 諭		教 諭 教 諭 教 諭		
	講 師 助 教 諭 養 護 助 教 諭	助 教 諭 助 教 諭 養 護 助 教 諭				

保 育 専 門 学 院
講 主 師 任

別表第五

研究職給料表等級別区分表

		組 織 名	区 分		
工 業 試 驗 場	衛 生 研 究 所				
科 分 場 場 場 長 長	研 究 員 科 長 所 長	職 名	一 等 級		
科 分 場 場 長 長	研 究 員 科 長	職 名	二 等 級		
科 分 場 場 長 長	研 究 員 科 長	職 名	三 等 級		
	研 究 員	職 名	四 等 級		

教 育 事 務 所	
事 社 會 教 育 主 導 主 事 長 社 會 教 育 係 指 導 係 長	事 社 會 教 育 主 導 主 事 長 社 會 教 育 係 指 導 係 長 青 少 年 教 育 係 長 体 育 係 長

局 務 部 の 事 知 事				
畜産試験場	食品加工研究所	果樹試験場	農業試験場	
科 分 場 長 長 長	研 科 所 究 員 長 長	研 科 分 場 究 員 長 長 長	研 室 科 分 場 究 員 長 長 長 専 門 研 究 員 長	研 究 員
科 分 場 長 長	研 科 究 員 長	研 科 分 場 究 員 長 長	研 室 科 分 場 究 員 長 長 長	研 究 員
科 分 場 長 長	研 科 究 員 長	研 科 分 場 究 員 長 長	研 室 科 究 員 長 長	研 究 員
	研 究 員	研 究 員	研 究 員	研 究 員

警察 本部	等 部局 機関	事務 の 委員 教育				
警察 本部	機 関	教 育				
科学 捜査 研究室	科学 博 物 館	教 育 研 究 所	水 産 試 験 場	林 業 試 験 場	蚕 業 試 験 場	中 小 家 畜 試 験 場
主 係 室 任 係 長 長 補 佐	学 係 芸 員 長	研 係 所 究 員 長 長 補 佐	研 科 分 場 究 員 長 長 長	研 科 場 究 員 長 長	研 科 場 究 員 長 長	研 究 員
主 係 室 任 係 長 長 補 佐	学 係 芸 員 長	研 係 所 究 員 長 長 補 佐	研 科 分 究 員 長 長	研 科 究 員 長	研 科 究 員 長	研 究 員
主 係 任 長	学 係 芸 員 長	研 係 究 員 長	研 科 分 究 員 長 長	研 科 究 員 長	研 科 究 員 長	研 究 員
主 任	学 芸 員	研 究 員	研 究 員	研 究 員	研 究 員	研 究 員

別表第六

医療職給料表(一)等級別区分表

局 務 部 の 事 知 事				組 織 名	区 分
病 院	保 健 所	整 肢 学 園	(本 庁) (職 員 診 療 所)		
副 院 院 長 長	所 長	園 長		職 名	一 等 級
副 科 医 副 院 院 長 長 長 長	課 所 長 長	医 長	所 長	職 名	二 等 級
副 科 医 医 長 長 長	課 長	医 長	所 長	職 名	三 等 級
医 師	医 師	医 師	医 師	職 名	四 等 級

別表第七

医療職給料表()等級別区分表

局 務 部 の 事 知 事			組 織 名 区 分	
保 健 所	整 肢 学 園	身体障害者更生指導所	職 名	一 等 級
課長 係長 主任 衛生技師 薬剤師 レントゲン技師	主任 技師 レントゲン技師 理療師 栄養士 栄養士	吏員である 機能回復訓練員	職 名	二 等 級
係長 主任 衛生技師 薬剤師 レントゲン技師	主任 技師 レントゲン技師 理療師 栄養士 栄養士	吏員である 機能回復訓練員	職 名	三 等 級
衛生技師 薬剤師 レントゲン技師	技師 レントゲン技師 理療師 栄養士 栄養士	吏員である 機能回復訓練員	職 名	四 等 級
	技師補 薬剤師 栄養士 理療士	機能回復訓練員	職 名	五 等 級
	技師補 薬剤師 栄養士 理療士	機能回復訓練員	職 名	五 等 級

別表第八

医療職給料表(白)等級別区分表

局	務部	の事	知事	母来寮	岩井長老寮	身体障害者更生指導所	本 (職員診療所)庁	組織名		区分
								職名	等級	
保健所	整肢学園	総婦長 婦長 吏員である 看護婦	看護婦	看護婦	看護婦	保健婦	看護婦	指導係長	一等級	職名
								吏員である 保健婦	二等級	職名
								助産婦	三等級	職名
									四等級	職名

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

地方農林振興局	高等看護学院	病 院		
保健婦 吏員である	教務主任 吏員である 看護婦	看護婦 吏員である 助産婦 婦 総婦長		看護婦 吏員である
保健婦 保健婦 吏員である	看護婦 看護婦 吏員である	看護婦 看護婦 吏員である 助産婦 吏員である	看護婦 助産婦 保健婦	看護婦 看護婦 保健婦 看護婦 吏員である 看護婦
保健婦 保健婦 吏員である	看護婦 看護婦 吏員である	看護婦 看護婦 吏員である 助産婦 吏員である	看護婦 助産婦 保健婦	看護婦 看護婦 保健婦 看護婦 吏員である 看護婦
		看護婦		看護婦

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十五号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「指導係長、産業教育係長」を「高校教育係長、」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二 指導課の指導主査、義務教育係長及び指導主事、社会教育課の社会教育主査、成人教育係長、青少年教育係長及び社会教育主事並びに体育保健課の指導主査、体育係長及び指導主事

第三条を次のように改める。

（研究職給料表）

第三条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもつて試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次の各号に掲げるものに適用する。

- 一 衛生研究所の所長、科長及び研究員
- 二 工業試験場の場長、分場長、科長及び研究員
- 三 農業試験場の場長、専門研究員、分場長、科長、室長及び研究員
- 四 食品加工研究所の所長、科長及び研究員
- 五 畜産試験場の場長、分場長、科長及び研究員
- 六 中小家畜試験場の場長、科長及び研究員
- 七 蚕業試験場の場長、科長及び研究員
- 八 林業試験場の場長、科長及び研究員

九 水産試験場の場長、分場長、科長及び研究員

十 教育研究所の所長、所長補佐、係長及び研究員

十一 科学博物館の係長（学芸員の資格を有する者に限る。）及び学芸員

十二 科学捜査研究室の室長補佐、係長及び主任

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十六号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を削り、第八号を第九号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 給料月額 職員の属する職務の等級について給料表に定められていない号給又は給料表に定められていない給料の月額であつて、給与条例

第七条に規定する給料の調整額を含まないものをいう。

第二条第十号及び第十一号を次のように改める。

十 昇格 職員の職務の等級を同一給料表の上位の職務の等級に変更することをいう。

十一 降格 職員の職務の等級を同一給料表の下位の職務の等級に変更することをいう。

第三条第二項中「第五条第三項に該当する者又は第七条各号の一に掲げる者」を「第七条各号の一に掲げる者又は第七条の二に該当する者」に改める。

第三条の二中「第七条の二」を「第七条の三」に改める。

第五条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項中「第九条第一号又は同条第二号」を「第九条又は第九条の二」に改め、同項を第四項とする。

第五条の二第二項中「(第五条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。)」を削る。

第七条の二中「前五条」を「前七条」に改める。

第二章中第七条の二を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 新たに職員を特殊の技術、経験等を必要とする職に採用しようとする場合において第四条、第五条又は第五条の二の規定によるときはその採用が著しく困難になると認められるとき又は部内の他の職員と著しい不均衡が生ずると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ人事委員会の承認を得て別にその者の給料月額を決定することができる。

第三章の章名中「昇任、降任、」を削る。

第八条第一項中「次項及び第三項」を「等級別資格基準表」に改め、同条第二項中「前項」を「前項、第九条第一項又は第九条の二第一項」に改める。

第八条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第三条第一項第二号に該当し、職務の等級が決定された職員及び次条の規定により第三条第一項第二号に該当して昇格した職員に、等級別資格基準表を適用する場合は、同条第一項第一号に該当する職員に準じて取り扱うものとする。

第八条第六項を次のように改める。

6 職員に等級別資格基準表を適用する場合には、次に掲げる期間をその者の在級年数として通算することができる。

一 第九条又は第九条の二の規定を適用して、職務の等級及び給料月額が決定された者については、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

二 第七条又は第七条の二の規定の適用を受けて給料月額が決定された者については、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

第八条の二及び第八条の三を次のように改める。

第八条の二 現に職員である者が、第三条第一項第一号の資格を取得したとき、若しくは同条同項第二号の資格を取得したものととして人事委員会の承認を得たとき、又は等級別資格基準表の学歴免許欄の異なる区分に属する学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる基準の定め

ある試験又は職種欄に属する職に異動した結果、上位の職務の等級に昇格する資格を有するに至つたときは、前条の規定にかかわらず、それぞれその資格に応じた職務の等級に昇格させることができる。

第八条の三 職員が生命をとして職務を遂行しそのために危篤となり、又は不具廢疾となつた場合は、第八条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て昇格させることができる。

第八条の四及び第八条の五を次のように改める。

(昇格させた場合の給料月額)

第八条の四 職員を昇格させた場合におけるその者の給料月額は、次の各号に定める給料月額とする。

一 昇格した日の前日に受けていた給料月額が、昇格した職務の等級における最低の号給に達しないときは、その職務の等級における最低の号給

二 昇格した日の前日に受けていた給料月額が、同日における職務の等級の調整号給表(別表第十三)に掲げる号給に達しない号給であるとき(前号に該当する場合を除く。)は、当該給料月額と同じ額の号給(同じ号給がないときは、当該給料月額の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。)

三 昇格した日の前日に受けていた職務の等級の最高の号給以外の号給が、同日における職務の等級の調整号給表に掲げる号給以上の号給であるときは、対応号給の一号給上位の号給

四 昇格した日の前日に受けていた職務の等級の最高の号給の給料月額又はこれをこえる給料月額が、昇格した職務の等級における最高の号給の二号給下位の号給の額をこえないときは、対応号給の一号給上位

の号給

五 昇格した日の前日に受けていた給料月額が、昇格した職務の等級における最高の号給の一号給下位の号給の額をこえるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める給料月額

2 職員を昇格させた場合の給料月額の決定について、職務の特殊性等に基づき人事委員会が特に必要があると認めて別段の定めをした場合においては、前項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

3 昭和三十七年十月一日以降において降格した職員で、当該降格後の号給が調整号給表に掲げる号給以上の号給に決定されたものに対する当該降格後の最初の昇格に係る第一項第三号又は第四号の規定の適用については、これらの規定中「対応号給の一号給上位の号給」とあるのは「対応号給」とする。

(降格させた場合の給料月額)

第八条の五 職員を降格させた場合におけるその者の給料月額は、次の各号に定める給料月額とする。

一 降格した日の前日に受けていた給料月額と同じ額の号給が、降格した職務の等級における号給のうちにあるときは、その額の号給

二 降格した日の前日に受けていた給料月額が、降格した職務の等級における最高の号給に達せず、かつ、降格した職務の等級における号給の額のうちのないときは、当該給料月額の直近下位の額の号給

三 降格した日の前日に受けていた給料月額が、降格した職務の等級における最高の号給の額をこえているときは、その職務の等級における最高の号給。ただし、降任がその者の非違によるものでない場合においては、その最高の号給の額とその直近下位の額との差額をその最高

の号給の額に加えて得た額のうち、当該給料月額と同じ額があるときはその額、同じ額がないときはその直近下位の額の給料月額

2 前項の規定により定められる職員の給料月額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を決定することができる。第八条の六を第八条の七とし、第八条の五の次に次の一条を加える。

(昇格の停止)

第八条の六 職員のうち、次の各号の一に該当する者については、昇格に必要な資格を満たしている場合においてもこれを昇格させることはできない。

一 勤務成績が良好であることの証明が得られない者

二 第十三条第一号、第三号及び第四号の規定に該当する者

三 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取

県人事委員会規則第二十号。以下「職務専念の特例規則」という。)

第三条第十号及び県費負担教職員の有給休暇に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号。以下「教職員の有給休暇規則」という。)

第四条第十二号による義務免除及び特別休暇の期間中の者

四 任命権者の承認を得ずして欠勤中の者

五 前各号のほか、職務の性質上昇格させることが適当でない者

第九条を次のように改める。

(初任給基準表を異にする異動)

第九条 職員を一の職から給料表の適用を異にすることなく、初任給基準表に異なる初任給の定めがある職種に属する他の職に異動させる場合は、

等級別資格基準表に従い、その者の資格に応じて、昇格又は降格させ、又は引き続き従前の職務の等級に留まらせるものとする。

2 前項における職員の異動後の給料月額は、第八条の四及び第八条の五の規定にかかわらず、次の各号に定める給料月額とする。

一 昭和三十三年四月一日以降において新たに職員となつた者(第七条の規定の適用を受けた者を除く。)については、新たに職員となつたとき(免許等を必要とする職に異動した者については、その免許を取得したとき)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして、そのときの初任給を基準とし、部局内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、降格及び昇給の規定を適用して再計算した場合に、その異動の日を受けることとなる給料月額

二 昭和三十三年三月三十一日から引き続き在職する職員については、職員の給与の切替等に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第九号)第四条第二項の規定に基づいて昭和三十三年四月一日において受けることとなる給料月額を基準とし、部局内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、降格及び昇給の規定を適用して再計算した場合に、その異動の日を受けることとなる給料月額

三 昭和三十三年四月一日以降に第七条の規定の適用を受けた者については、あらかじめ、人事委員会の承認を得て定める給料月額

四 前三号の規定によることのできない場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める給料月額
第三章中第九条の次に次の一条を加える。

(給料表の適用を異にする異動)

第九条の二 職員を一の職から給料表の適用を異にして他の職に異動させる場合は、等級別資格基準表に従い、その者の資格に応じて、異動後の職務の等級を決定するものとする。

2 前項の場合における職員の異動後の給料月額、前条第二項の規定に準じて決定するものとする。

第十一条中「号給の額又は給料月額」及び「号給又は給料月額」を「給料月額」に改める。

第十二条第一項中「号給又は」を削る。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「号給又は」を削り、同項第五号中「昇任」を「昇格」に改め、同条第三項中「昇任」を「昇格」に改め、ただし書及び同項の表を削る。

第十六条の二中「昇任」を「昇格」に、「降任」を「降格」に改める。

第十七条及び第十八条中「号給又は」を削る。

第十九条中「昇任」を「昇格」に改める。

第十九条の三を削る。

第二十一条各号列記以外の部分中「第三条第一項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第二項、第二項若しくは第三項、第六条、第七条、第八条の四第一項、第八条の五又は第九条」を「第四条第一項、第二項若しくは第三項、第六条、第七条、第七条の二、第八条の四第一項若しくは第二項、第八条の五第一項若しくは第二項、第九条又は第九条の二」に改め、同条第一号中「第二項」を「第二項若しくは第三項」に改め、同条第二号中「第三条第一項、」を削り、「第三項及び第六条」を「第六条、第七条の二、第八条の四第一項第五号、同条第二項又は第八条の五第二項」に改

め、同条第四号から第六号までを次のように改める。

四 第八条の四第一項第一号の規定により最低の号給が決定された場合で、昇格が当該最低の号給の額と同じ額の号給のない等級からなされたものであるときは、その者の昇格した日の前日における号給の額が当該最低の額の直近下位の額である場合に限り、昇格した日の前日における号給を受けていた期間に相当する期間（その期間がその昇給期間をこえるときはその昇給期間に相当する期間）

五 第八条の四第一項第二号又は第八条の五第一項の規定により号給が決定された場合においては、その者の昇格し又は降格した日の前日における号給を受けていた期間に相当する期間（その期間がその昇給期間をこえるときは、その昇給期間に相当する期間）

六 第八条の四第一項第三号の規定により号給が決定された場合（同条同項第三号及び第四号の規定により当該号給に決定されることとなる号給が二又は三ある場合の一の号給の額がその者の昇格した日の前日における号給の額である場合を除く。）においては、昇格した日の前日における号給を受けていた期間に相当する期間（その期間がその昇給期間をこえるときはその昇給期間に相当する期間）

第二十一条中第九号を第十二号とし、同条第八号中「第七号」を「前号」に、「降任」を「降格」に、「第七条の二」を「第七条の三」に、「直前の号給」を「の日の前日における号給」に、「第六号」を「第九号」に改め、「昇任し、」及び「昇任」を削り、同条第十一号とし、同条第七号中「第九条の規定」を「第九条又は第九条の二の規定」に、「但し、第九条第三号又は第四号の規定により給料月額が決定された場合」を「ただし、第九条第二項第三号若しくは第四号の規定により給料月額が決定さ

れた場合又は第九条の第二項の規定により第九条第二項第三号若しくは第四号の規定に準じて給料月額が決定された場合」に改め、同号を第十号とし、同条第六号の次に次の三号を加える。

七 第八条の四第一項第三号の規定により号給が決定された場合で、同条同項同号の規定により当該号給に決定されることとなる号給が二又は三ある場合の最上位の号給の額が、その者の昇格した日の前日における号給の額であるときは、昇格した日の前日における号給を受けていた期間（その期間がその昇給期間をこえるときは、その昇給期間に相当する期間）

八 第八条の四第一項第三号の規定により号給が決定された場合で、同条同項第三号及び第四号の規定により当該号給に決定されることとなる号給が二ある場合の下位の号給の額が、その者の昇格した日の前日における号給の額であるときは、昇格した日の前日における号給を受けていた期間が六月をこえる場合に限り、三月

九 第八条の四第一項第三号の規定により号給が決定された場合で、同条同項第三号及び第四号の規定により当該号給に決定されることとなる号給が三ある場合の中間の号給の額が、その者の昇格した日の前日における号給の額であるときは、三月（昇格した日の前日における号給を受けていた期間が三月未満のときはその期間に相当する期間）

- 第二十三条 削除
 - 第二十四条 削除
 - 第二十五条 削除
- 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

保健所	整肢学園	児童指導員、保母、レントゲン主任、レントゲン技師及びレントゲン士	総婦長、婦長、看護婦、准看護婦、理療師及び理療士	二
			レントゲン主任、レントゲン技師及びレントゲン士	一
保健所	整肢学園	児童指導員、保母、レントゲン主任、レントゲン技師、レントゲン士並びに衛生技師及び技師補のうち結	レントゲン主任、保母、レントゲン主任、レントゲン技師、レントゲン士、理療師、理療士、総婦長、婦長、看護婦及び准看護婦	二
			レントゲン主任、レントゲン技師、レントゲン士並びに衛生技師及び技師補のうち結	二

を

病 院	核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする細菌検査技術者
衛生 研究所	専門研究員、科長、研究員及び技師補のうち結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする細菌検査技術者
	二

改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本・繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十八号

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第一条 管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表中

農業試験場	農業構造改善員	企業診断室長	農業構造改善員
場	場	場	場
専門研究員	専門研究員	専門研究員	専門研究員
百分の十六	百分の十六	百分の十六	百分の十六

を に、を

農業試験場	鳥取空港	鳥取空港	鳥取空港	都市開発局
場	空港事務所長	空港事務所長	空港事務所長	局長
長	百分の十六	百分の十六	百分の十六	局長
百分の十六	百分の十六	百分の十六	百分の十六	局長

改める。

(管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(昭和四十三年二月鳥取県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「地方農林振興局の局長の職にある者に対する」を削り、「(以下「新規規則」という。)」の下に「別表に掲げる職のうち、支給割合が百分の十六である職にある者に対する新規規則」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

刑事調査官	管理官	管理官
局長	局長	局長
百分の二十	百分の十六	百分の十六

を に

2 この規則施行の日の前日において、この規則による改正前の管理職手当に関する規則の別表の知事の事務部局の農業試験場の項に掲げる専門研究員の職にあつた者でこの規則施行の日以降引き続き専門研究員の職にある者については、この規則による改正後の管理職手当に関する規則の規定にかかわらず、従前の例による管理職手当を支給する。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十九号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条の十第一項を次のように改める。

条例第二十六条第一項の人事委員会規則で定める特殊自動車は、次の各号に定める車とする。

- 一 カタピラを有する自動車
- 二 ロード・ローラ
- 三 グレーダ
- 四 農耕作業用自動車（トラクターに限る。）
- 五 ローター除雪車
- 六 除雪トラック（スノープラウを取り付けたものに限る。）

七 スピード・スプレヤー
 第九条の二十一を次のように改める。

（有害物取扱作業従事職員の手当）

第九条の二十一 条例第三十九条第一項の人事委員会の定める場所は、次項第一号に掲げる作業にあつては、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物及びこれに類する工作物（以下この項において「建築物等」という。）で戸、窓等を密閉したものの内部とし、次項第二号に掲げる作業にあつては、建築物等の内部とする。

2 条例第三十九条第一項の有害物を取り扱う作業で人事委員会の定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 クロールピクリン、ホルマリン又は二硫化炭素を使用して行なうくん蒸作業（くん蒸箱及び小型消毒かんによるものを除く。）

二 毒物及び劇物取締法第二条に規定する毒物又は劇物を取り扱う作業のうち大量のガスの発生を伴うもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十号

警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項各号列記以外の部分中「及び第七号」を「、第五号及び第九号」に改め、同条同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 死体処理作業

第三条第一項を削り、第二項を第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 条例第四条第一項の人事委員会規則で定める作業手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。

一 人事委員会が指定する作業のうち前項第一号、第二号及び第四号に掲げるもの 一日につき百六十円

二 人事委員会が指定する作業のうち前号に掲げる作業以外のもの 一日につき百五十円

三 前二号に掲げる作業以外の作業（以下この項において「その他の作業」という。）のうち条例第三条第一項第一号、第三号、第四号及び第六号から第十一号までに掲げるもの 一日につき八十円

四 その他の作業のうち条例第三条第一項第二号に掲げるもの 一日につき六十円

五 その他の作業のうち条例第三条第一項第十二号に掲げるもの 一日につき五十円

第三条第三項を次のように改める。

3 条例第四条第二項の人事委員会の定める作業手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。

一 人事委員会が指定する作業 一日につき百六十円
二 前号に掲げる作業以外の作業 一日につき百五十円
第三条の次に次の一項を加える。

4 条例第三条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第十二号までに掲げる作業に従事した時間が一日につき四時間に満たないときの作業手当の額は、この規則の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じた額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号を次のように改める。

二 昇任 職員を現に有する職より上位の職に任命すること。

三 降任 職員を現に有する職より下位の職に任命すること。

第十五条を次のように改める。

（試験の対象となる職の区分）

第十五条 競争試験（以下「試験」という。）は、人事委員会が適当と認

める職の区分に応じて行なう。
第十九条第一号を次のように改める。

一 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち部長、課長及びこれに相当する職、教育職給料表(イ)の適用を受ける職員の職のうち指導主査及びこれに相当する職、教育職給料表(ロ)の適用を受ける職員の職のうち指導主査及びこれに相当する職、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(イ)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職並びに医療職給料表(イ)の適用を受ける職員の職のうち総婦長、婦長及びこれに相当する職

第二十条第一号を次のように改める。

一 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち一般吏員職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち部長、課長及びこれに相当する職、教育職給料表(イ)の適用を受ける職員の職のうち指導主査及びこれに相当する職、教育職給料表(ロ)の適用を受ける職員の職のうち指導主査及びこれに相当する職、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(イ)の適用を受ける職員の職のうち一般吏員職以上の職並びに医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員の職のうち総婦長、婦長及びこれに相当する職

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大事業委員会の事務局長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十二号

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則

(人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正)

第一条 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則(昭和四十一年四月鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十九号中「、第五条第三項、第七条」を「、第七条、第七条の二」に改める。

(人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部改正)

第二条 人事委員会の事務の専決及び代決規則(昭和四十一年四月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表の事務局長専決事項の欄中第三号を次のように改める。

三 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち課長補佐及びこれに相当する職以下の職若しくはこれらと同等とみなされる他の給料表の適用を受ける職に採用し、又は昇任させようとする者の選考

別表の事務局長専決事項の欄中第十号を次のように改める。

十 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち課長補佐及びこれに

相当する職以下の職又はこれらと同等とみなされる他の給料表の適用を受ける職に採用しようとする者について、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号。以下「初任給規則」という。）第三条第一項第二号、同条第二項、第七条、第七条の二又は第二十一条第一号から第三号までの規定による承認

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

昭和三十二年十一月鳥取県人事委員会告示第三号（職員の任用に関する規則に基づく選考の基準）は、廃止する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵